

農林水産業振興計画中間見直し 中間整理案〔第 1 稿〕に対する事前意見への対応（案）について

No	委員名	頁	指摘箇所					意見内容	対応方針（案）
			章	節	項	内容	行		
1	五十嵐乃里枝 委員	38	4 章	1 節	1, 2	具体的な取組	13～32～	「作業者の安全確保」というのは具体的にどのような施策を考えているのか	帰還困難区域内の作業者の安全・安心の確保のためのガイドラインを国で策定予定としており、県では林業事業者等に対し、ガイドラインの周知徹底を実施する予定です。
2	今野万里子 委員	41	4 章	1 節	2	具体的な取組	13～32～	人が入っていなかった森林では、野生鳥獣との遭遇率も高まる可能性があり、このような場所での林業の担い手には、安全管理のための対処方法を身に付けていただくことも必要ではないか？近年、クマの分布域も拡大していることから、浜通りの森林作業でも、十分に注意が必要と考える。	環境省が実施した帰還困難区域の野生鳥獣に関する生息域等のデータを林業事業者と共有するとともに、生息域が拡大しているクマの情報を収集、提供することで、森林整備作業時の遭遇率を減らし、併せてクマ鈴携帯等の安全管理に向けた対処方法等の周知を徹底していく予定です。
3	高木鉄哉 委員	41	4 章	1 節	2	具体的な取組	28～	以下のとおり修正を検討されたい。 原案 市町村への森林経営管理制度の取組を支援し・・・ 修正案 森林経営管理制度による市町村の取組を支援し・・・	ご意見のとおり「森林経営管理制度による市町村の取組を支援し・・・」に修正させていただきます。
4	高木鉄哉 委員	51	4 章	2 節	2	施策の方向性	9～	以下のとおり検討されたい。 原案 本県の林業を、将来にわたり持続的に発展することができる成長産業とするため、林業事業者の経営基盤の強化や就労環境の向上、人材育成を行うための新たな林業研修「林業アカデミーふくしま」により、地域林業の核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成に取り組みます。 修正案 本県の林業を、将来にわたり持続的に発展することができる成長産業とするため、林業事業者の経営基盤の強化や就労環境の向上、 「林業アカデミーふくしま」における就労前長期研修の実施等により、地域林業の核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成に取り組みます。	「新たな」及び「開講」という表現は削除し、「本県の林業を、将来にわたり持続的に発展することができる成長産業とするため、林業事業者の経営基盤の強化や就労環境の向上、人材育成を行うための林業研修「林業アカデミーふくしま」により、地域林業の核となる担い手の育成や次代を担う新規林業就業者の確保・育成に取り組みます。」と修正させていただきます。

5	高木鉄哉 委員	51	4 章	2 節	2	具体的な 取組	林業アカ デミーふ くしま	14～	以下のとおり修正を検討されたい。 原案 新たな林業研修「林業アカデミーふくしま」において・・・森林経営管理制度を運営できるコーディネート力を習得する・・・ 修正案 _____「林業アカデミーふくしま」において・・・森林経営管理制度の運用に必要なコーディネート力を習得する。	ご意見のとおり、「新たな」という表現は削除し、「林業研修「林業アカデミーふくしま」において、・・・習得するための短期研修を実施します。」と修正させていただきます。
6	五十嵐乃里枝 委員	83	4 章	5 節	3	具体的な 取組	カーボン ニュート ラル	8～	「福島県２０５０年カーボンニュートラル実現に向けた気候変動対策の推進に向けた条例」に基づく取組について、具体的な説明をお願いしたい。	令和６年１０月の条例制定により「森林の整備の推進」「再造林の推進」が気候変動対策として明記されました。福島県２０５０年カーボンニュートラルロードマップにおける森林吸収量の目標値（１,３００千ｔ-ＣＯ２/年）を達成するため、森林整備面積（約６千ha）の確保に向けて、伐採跡地への再造林を伐採から植栽までの一貫作業により、低コスト化を図りながら森林の若返りを進めるほか、森林の適切な管理に係る下刈、間伐等の各施策の支援に取り組んでまいります。
7	五十嵐乃里枝 委員	83	4 章	5 節	3	具体的な 取組	生物多様 性	12～	「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」に基づき、生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用の取組について、具体的な説明をお願いしたい。	地域森林計画において、必要に応じた溪流沿いや尾根筋での保護樹帯の設定など生物多様性の保全に配慮した施業方法等を示しているほか、森林経営計画の作成時に林業事業者等に対して技術的な助言を行うことを想定しています。
8	今野万里子 委員	83	4 章	5 節	3	具体的な 取組	生物多様 性	12～	『「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」に基づき、生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用の取組を推進します。』とあるが、意識醸成を図っていくことも検討した方が良いのではないかな？	「生物多様性を高める林業経営と持続可能な木材利用の取組」には意識醸成も含めたものと考えております。当該指針に基づく取組が広がるよう、森林経営計画の作成時に林業事業者等に対して技術的な助言を行うことを想定しています。